ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類
　㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書
　㋑　４の⑷に規定する科目を修めたことを証する書類又は修める見込みであることを証する書類
エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　臨床工学技士国家試験受験資格認定書の写し
　この場合、財団法人医療機器センターに認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。
オ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書
カ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、法施行後その修得を終えた者が提出する書類
　㋐　修業証明書又は卒業証明書
　㋑　昭和63年４月１日現在の在学証明書
　なお、４の⑴から⑶までに該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷に該当する者で卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を、平成25年３月19日（火曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、平成25年１月４日（金曜日）から１月18日（金曜日）までに、財団法人医療機器センターに提出すること。
イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後12時、午後1時から午後５時までとする。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、平成25年１月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、30,800円とし、受験手数料の額を財団法人医療機器センターが指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、平成25年２月21日（木曜日）に投函し郵送により交付する。
６　合格者の発表　試験の合格者は、平成25年３月27日（水曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示し、財団法人医療機器センターのホームページにおいてもその受験地、受験番号を掲示して発表する。
７　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年12月３日（月曜日）までに財団法人医療機器センターに申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
８　試験に関する照会先　財団法人医療機器センター　東京都文京区本郷３丁目42番６号　ＮＫＤビル７階　郵便番号113―0033　電話番号03（3813）8531　ＦＡＸ番号03（3813）7327

臨床工学技士試験委員の公告

第26回臨床工学技士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成 24 年９月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

試験委員長　堀川　宗之
副委員長　野城　真理
委員

秋葉　隆	芥川　正武	阿久津敏乃介	
池淵　研二	磯山　隆	一和多俊男	
小笠原康夫	小野　哲章	加納　隆	
鎌田　桂	菊池　春人	木村　裕一	
京相　雅樹	桑名　正隆	桑平　一郎	
小室　裕造	櫻井　裕	笹栗　志朗	
嶋津　秀昭	神保　泰彦	関　順彦	
高原　太郎	巽　英介	戸畑　裕志	
内貴　猛	中沢　弘一	二川　佳央	
西田　博	廣瀬　稔	福岡　豊	
藤井麻美子	堀　純也	堀内　邦雄	
堀内　孝	松村　雅史	松本　健郎	
水島　岩徳	守本　祐司	薬師寺大二	
吉野　秀朗			

第 26 回義肢装具士国家試験の施行

義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第11条の規定により、第26回義肢装具士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する業務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人テクノエイド協会が行う。

平成 24 年９月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

１　試験期日　平成25年３月１日（金曜日）
２　試験地　東京都
３　試験科目　臨床医学大要（臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。）、義肢装具工学（図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学）、義肢装具材料学（義肢装具材料力学を含む。）、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学
４　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、３年以上、義肢装具士として必要な知識及び技能を修得した者（平成25年３月21日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所（以下「大学等」という。）において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、２年以上、義肢装具士として必要な知識及び技能を修得した者（平成25年３月21日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
　なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年３月厚生省告示第100号）
ア　心理学、倫理学、社会学、人間発達学及び社会福祉学のうち１科目
イ　数学、物理学、生物学及び数理統計学のうち２科目
ウ　外国語
エ　保健体育
⑶　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第１項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者のうち規則第14条に規定する者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、１年以上、義肢装具士として必要な知識及び技能を修得した者（平成25年３月21日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑷　外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑸　義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現にこれを修得中であって、法施行後にその修得を終えたもの